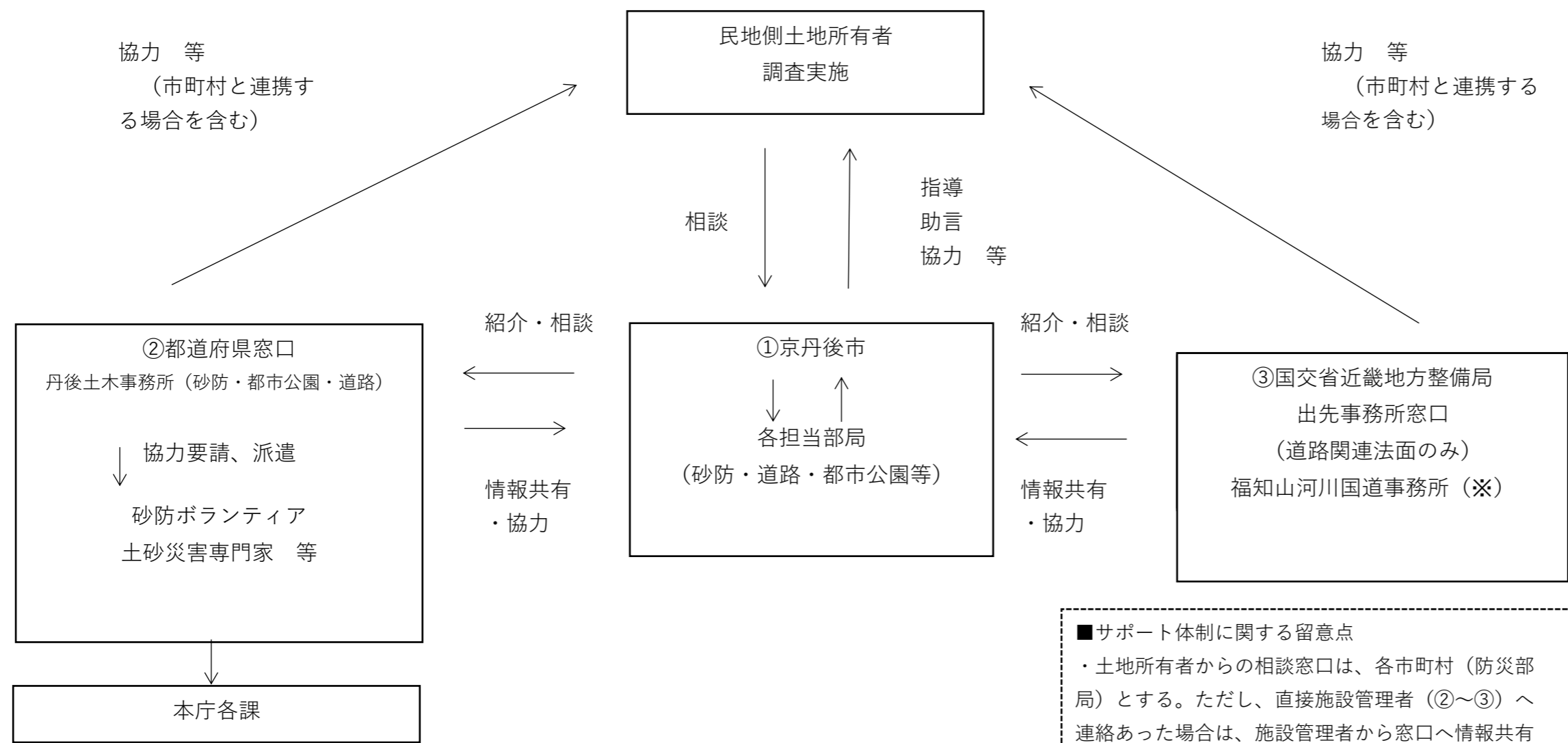


- 目的
- 民地側土地所有者からの相談等に対応したサポート体制を構築
  - 各関係機関が情報共有し、きめ細かな対応を実施するとともに、危険箇所の状況を把握し災害の未然防止を図る

■逗子市池子のがけ崩れを受けた、民地側土地所有者からの相談等に対応したサポート体制図



■窓口連絡先一覧

番号	所属	連絡先（電話）	備考
①	京丹後市総務部総務課	0772-69-0140	
②	京都府丹後土木事務所企画調整課	0772-22-2143	
③	国土交通省福知山河川国道事務所	0773-22-5104	※道路法面に関する相談

- サポート体制に関する留意点
- ・土地所有者からの相談窓口は、各市町村（防災部局）とする。ただし、直接施設管理者（②～③）へ連絡あった場合は、施設管理者から窓口へ情報共有を行う。
  - ・市町村の窓口は、土地所有者から相談があった場合は、関係する施設管理者に紹介・相談する。
  - ・紹介・相談を受けた施設管理者は、土地所有者と連絡を取り状況に応じた対応を図るとともに、その結果について情報共有を図る。
  - ・施設管理者としての対応が困難な場合は、①市町村窓口が緊急性等に応じて関係機関（②③含む）との調整を行う。
  - ※ ③国交省相談窓口は京都府内に砂防事務所、公園事務所がないため、道路法面のみ対象とする。